

発議案第2号

焼津市議会の委任による長の専決処分事項の指定について
一部改正について

上記の議案を地方自治法第112条及び焼津市議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり提出します。

令和8年3月19日提出

焼津市議会議長 村松幸昌 様

提出者

焼津市議会議員	四之宮慎一	焼津市議会議員	河合一也
同	鈴木まゆみ	同	石田江利子
同	井出哲哉	同	村松幸昌
同	藤岡雅哉	同	川島要
同	村田正春	同	杉田源太郎
同	原崎洋一	同	岡田光正
同	吉田昇一	同	秋山博子
同	奥川清孝	同	池谷和正
同	内田修司	同	鈴木浩己
同	増井好典	同	深田ゆり子

焼津市議会の委任による長の専決処分事項についての一部改正について（案）
焼津市議会の委任による長の専決処分事項の指定について（昭和 56 年 3 月 20 日議決）
の一部を次のように改正する。

第 2 項の次に次の 2 項を加える。

- 3 議会の議決を経た工事又は製造の請負契約について、当該契約に係る契約金額の 100 分の 10 に相当する金額（その額が 3000 万円を超えるときは、3000 万円）の範囲内において締結する変更契約に関する事。
- 4 1 件 300 万円以下の金銭債権に係る訴えの提起、和解及び調停に関する事。

発議第2号 焼津市議会の委任による長の専決処分事項の指定についての一部改正について（案） 新旧対照表

旧	新
<p>○焼津市議会の委任による長の専決処分事項の指定について 昭和56年3月20日議決 焼津市議会の委任による長の専決処分事項の指定について 地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次の事項は市長において専決処分することができるものとする。</p> <p>記</p> <p>1 市職員の公用車運行による交通事故1件につき、1000万円以内における市の義務に属する損害賠償額の決定及びその和解に関すること。</p> <p>2 1に定めるもののほか、法律上市の義務に属する1件100万円以内の損害賠償額の決定及びその和解に関すること。</p>	<p>○焼津市議会の委任による長の専決処分事項の指定について 昭和56年3月20日議決 焼津市議会の委任による長の専決処分事項の指定について 地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次の事項は市長において専決処分することができるものとする。</p> <p>記</p> <p>1 市職員の公用車運行による交通事故1件につき、1000万円以内における市の義務に属する損害賠償額の決定及びその和解に関すること。</p> <p>2 1に定めるもののほか、法律上市の義務に属する1件100万円以内の損害賠償額の決定及びその和解に関すること。</p> <p>3 <u>議会の議決を経た工事又は製造の請負契約について、当該契約に係る契約金額の100分の10に相当する金額（その額が3000万円を超えるときは、3000万円）の範囲内において締結する変更契約に関すること。</u></p> <p>4 <u>1件300万円以下の金銭債権に係る訴えの提起、和解及び調停に関すること。</u></p>